

## 年金 1

◆年金 → 失業期間中は国民年金へ加入する必要がある

【本人】

在職中（第2号被保険者）



退職（第1号被保険者）

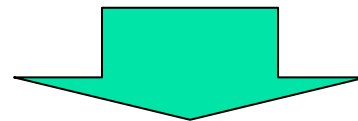


【配偶者】※被扶養

第3号被保険者



第1号被保険者



種別変更の手続きを行い保険料を  
自分で納付する必要がある



## 年金 2

### ◆ 公的年金の被保険者区分

#### □ 第1号被保険者

→ 国民年金にのみ加入。自営業、学生、無職 など

#### □ 第2号被保険者

→ 国民年金と、厚生年金や共済組合に加入。会社員や公務員など

#### □ 第3号被保険者

→ 第2号被保険者に扶養されている年収130万未満の配偶者。  
保険料を納めなくても国民年金の被保険者となる